別表

別表					4 対象	5負担
1事業	2区分	3 基準額			経費	割合
利用者	利用者	1 運営費			利用者支	県
支援事	支援事	(1) 基本型			援事業の	1/3
業	業	アー基本分	1か所当たり年額	7, 113, 000円	実施に必	(_)
(別添		イ 加算分			要な経費	国
1)		①夜間加算	1か所当たり年額	1,248,000円		$\lfloor 1/3 \rfloor$
		②休日加算	1か所当たり年額	671,000円		(市町村)
		③出張相談支援	加算			$\begin{bmatrix} 1/3 \end{bmatrix}$
			1か所当たり年額	1,025,000円		(17 0)
		④機能強化のた	めの取組加算			
			1か所当たり年額	1,661,000円		
		(2) 特定型				
		ア 基本分	1か所当たり年額	2,832,000円		
		イ 加算分				
		①夜間加算	1か所当たり年額	1,248,000円		
		②休日加算	1か所当たり年額	671,000円		
		③出張相談支援	加算			
			1か所当たり年額	1,025,000円		
		④機能強化のた	めの取組加算			
			1か所当たり年額	1,661,000円		
		(3) 母子保健型	ī			
		ア 保健師等専門	引職員を専任により配置する場合			
			1か所当たり	8,696,000円		
		イ 保健師等専門]職員を兼任により配置する場合			
			1か所当たり	4, 102, 000円		
		※ 平成27年	度において、1か所に複数の専	任職員を配置して事		
		業を実施し、	、かつ、引き続き同様の事業形態	態を維持している市		
		町村は、ア、	、イの基準額によらず、以下の	基準額を適用するこ		
		とができる。	ものとする。			

	・保健師等専門職員を2名配置する場合	
	1 市町村あたり 14,988,000円	
	・保健師等専門職員を3名以上配置する場合	
	1 市町村当たり 21,382,000 円	
	※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事	
	する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等	
	から交付されてる場合については対象としない。	
	2 開設準備経費(改修費等)	
	(1) 基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円	
	(2) 母子保健型 1か所当たり 4,000,000円	
	※(1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。	
延長保 延長		延長保
一章 一章 章 章 章 章 章 章 章		育事業
(別添		の実施
2)	人以上)	に必要
	延長時間区分	な経費
	1 時間 18, 100 円	
	2 時間 36, 100 円	
	3 時間 54, 200 円	
	イの規模保育事業	
	延長時間区分 A型・B型 C型	
	1時間 10,200円 12,900円	
	2時間 20,300円 25,700円	
	3時間 30,500円 38,600円	
	ウ 事業所内保育事業(定員19人以下)	
	延長時間区分	
	1 時間 9,400 円	
	2 時間 18,700 円	
	3 時間 28, 100 円	

工 家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	64, 400 円
2 時間	128, 700 円
3 時間	193, 100 円

(2) 保育標準時間認定 (1事業当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30 分	300,000 円
1時間	1, 342, 000 円
2~3時間	2, 190, 000 円
4~5時間	4,767,000 円
6 時間以上	5, 524, 000 円

イ 小規模保育事業

	1 1 79 DEPTH 1 3 7 N					
	延長時間区分	A型	B型	C型		
自	30 分	300,000 円	300,000 円	300,000 円		
園	1時間	1,045,000円	1,034,000円	944,000 円		
調	2~3時間	1, 315, 000 円	1, 287, 000 円	1, 197, 000 円		
理	4~5時間	3,670,000 円	3,619,000円	3, 474, 000 円		
等	6 時間以上	4, 205, 000 円	4, 132, 000 円	3, 987, 000 円		
	30 分	300,000 円	300,000 円	300,000 円		
そ	1 時間	999, 000 円	988,000 円	898,000 円		
の	2~3時間	1, 166, 000 円	1, 138, 000 円	1,048,000円		
他	4~5時間	3,071,000円	3,020,000円	2,876,000円		
	6 時間以上	3, 407, 000 円	3, 334, 000 円	3, 190, 000 円		

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・ 搬入して提供する事業所に適用(ウ及びエにおいて同じ)

ウ 事業所内保育事業

	7 3/2/2/11 48/4/13 4 2/4					
	延長時間区分	定員20人以上	定員 19 人以下			
			A型	B型		
自	30 分	276,000 円	276,000 円	276,000 円		
園	1 時間	1,234,000円	962,000 円	951,000 円		
調	2~3時間	2,015,000円	1,210,000円	1, 184, 000 円		
理	4~5時間	4, 385, 000 円	3, 376, 000 円	3, 329, 000 円		
等	6 時間以上	5,082,000円	3,868,000 円	3,801,000円		
	30 分	276,000 円	276,000 円	276,000 円		
そ	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000 円		
の	2~3時間	1,328,000円	1,072,000 円	1,047,000円		
他	4~5時間	3, 285, 000 円	2,825,000 円	2,779,000円		
	6 時間以上	3,798,000円	3, 134, 000 円	3,067,000円		

工 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自	30 分	200,000 円	150,000 円
園	1 時間	414,000 円	215,000円
調	2~3時間	748,000 円	399,000 円
理	4~5時間	1,967,000 円	1,362,000円
等	6 時間以上	3, 309, 000 円	2,447,000 円
	30 分	200,000 円	150,000 円
そ	1時間	399,000 円	200,000 円
0)	2~3時間	699,000 円	349,000 円
他	4~5時間	1, 469, 000 円	863,000 円
	6 時間以上	2,611,000円	1,748,000 円

2 訪問型

(1)保育短時間認定(児童1人当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1 時間	193, 100 円
2 時間	386, 300 円
3時間	579, 400 円

イ その他 (保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)

延長時間区分	
1 時間	193, 100 円
2 時間	300,000 円
3時間	300,000 円

(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30 分	150,000 円
1時間	200,000 円
2~3時間	349,000 円
4~5時間	606,000 円
6 時間以上	862,000 円

イ その他 (保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)

延長時間区分	
30 分	150,000 円
1時間	200,000 円
2時間以上	300,000 円

※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあっては、該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。

実収る給行業添徴係足を事別)	実収る給行業徴係足を事	1 給食費(副食材料費) 生活保護世帯に属する児童(※)1人当たり月額 4,500円 ※ 1号認定に限る 2 教材費・行事費等(給食費以外) 生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額 2,500円	実収る給行業施徴係足を事実必
多様な 事業者	多様な 事業者	1 新規参入施設等への巡回支援 1 施設当たり年額 400,000円	要な経 費 多様な 事業者
の を 進力 事別 4)	の参入 促進・ 能力活 用事業	2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円	の促能用のに発力事実必
放課後 児童健 全育成	放課後 児童健 全育成	1 放課後児童健全育成事業 (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額)	な経費 局長通知 別添1の 放課後児
事業 (別添 5)	事業(特定分)	(ア) 構成する児童の数が 1 ~19人の支援の単位 2,238,000円- (19人-支援の単位を構成する児童の数) × 27,000円 (イ) 構成する児童の数が20~35人の支援の単位	童健全育 成事業の 実施に必 要な経費
		4,306,000円- (36人-支援の単位を構成する児童の数) × 25,000円 (ウ) 構成する児童の数が36~45人の支援の単位 4,306,000円 (エ) 構成する児童の数が46~70人の支援の単位	(飲食物 費 を 除 く)
		4,306,000円- (支援の単位を構成する児童の数-45人) × 53,000円 (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円	

イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)

(年間開所日数-250日) × 17,000円 (1日8時間以上開所する場合)

- ウ 長期休暇支援加算額 (1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 17,000円
- エ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額)
 - (ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 378,000円
- (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 170,000円
- (2) 年間開所日数200~249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額)
 - (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,847,000円
 - (イ) 構成する児童の数が1~19人の施設 1,637,000円
- イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× 17,000円
- ウ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 378,000円
- ※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助について は以下のいずれかに該当する場合のみ行う。
 - ・山間部、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合
 - ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要がある と厚生労働大臣が認める場合

※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月
とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定され
た金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)
とする。

- 2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額)
- (1) 放課後児童クラブ設置促進事業

ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」 (平成27年5月21日 雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本 項目において「局長通知」という。) 別添2の3(1)③に定める 事業を実施する場合

13,000,000円

イ 開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以下本項目に おいて同じ。)を含まない場合(アを除く)

12,000,000円

ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く)

12,600,000円

- (2) 放課後児童クラブ環境改善事業
- ア 局長通知別添2の3 (2) ③及び④に定める事業を実施する場 合
 - (ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設 置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合

2,000,000円

(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合

5,000,000円

イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く)

1,000,000円

ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く)

1,600,000円

(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

1,000,000円

放課後 子ども 環境整 備事業 の実施 に必要 な経費

	(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円	
	※ 開設準備経費については平成29年度に支払われたものに限る。	
	 3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 1,796,000円 (2)放課後児童クラブ運営支援事業 	放課後ラ支援
	ア賃借料補助 2,996,000 円 イ移転関連費用補助 2,500,000 円 ウ土地借料補助 6,100,000 円	の実施に必要な経費
	(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 466,000 円 ※ (2) のイ及びウを除き事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	
放児全事	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額) (1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員 を配置 1,541,000円	放課後児 童支援員 等処遇改 善等事業
分)	(2) (1) の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域 との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 2,904,000円	の実施に 必要な経費 (職員 料、職員
	※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	手間 手 末 当 手 共 (

		1
		険料)、 賃金、委
		託料及び
		補助金)
	2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)	障害児
	(1)障害児を3人以上受け入れる場合 1,796,000円	受入強 化推進
	(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 3,847,000円	事業の
		実施に必要な
	※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1	経費
	月とする。)が 12 月に満たない場合には、算定された基準額に 「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	
	2 小田供払訊外旧会カニづ士極事業	
	3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 559,000円	小規模
	1 久後の年回日にり午頃 555,000円	放課後
	 ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月	支援事
	とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業	業の実
	実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	施に必
		要な経費
	大部後旧卉士極見と、ルフマップ加選み美事業	
放課後 児童健	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1支援の単位当たりの(1)~(3)の合計額	放課後
元 里 陸 全 育 成	1 又後の半世ヨたりの(1)。(3)の日前俄	児童支 援員キ
事業	(1) 放課後児童支援員を配置	ヤリア
(その	対象職員1人当たり 124,000円	アップ
他分)	7,5,5,1,6,5,1,7,1,7,1,7,1,7,1,7,1,7,1,7,1,7,1,7,1	処遇改
	 (2)概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受	善事業
	講した者を配置	の実施
	対象職員1人当たり 248,000円	に必要 な経費
		(給
	(3)(2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援	料、職
	員で、事務所長(マネジメント)的立場にある者を配置	員手当
	対象職員1人当たり 372,000円	(時間

		 ※ 1支援の単位当たりの基準額は、8 ※ 事業実施月数(1月に満たない端端とする。)が12月に満たない場合に金額に「事業実施月数÷12」を乗じる。 	数を生じたときは、これを1月 は、各基準額ごとに算定された	外手期勉当勤当共(保料賃委及助勤当末、、)済社、)金託び金務、勤手通手、費会険、、料補)
短期支	子 短 援事業で 支 業	1 運営費 (1)短期入所生活援助(ショートステイ) ア 2歳未満児、慢性疾患児 イ 2歳以上児 ウ 緊急一時保護の母親 (2)夜間養護等(トワイライトステイ) ア 夜間養護事業 (7)基本分 (イ)宿泊分 イ 休日預かり事業 ウ 児童の送迎の実施 2 開設準備経費(改修費等) ※ 平成29年度に支払われたものに限る ※ 実施施設が「次世代育成支援対策) に「子育て短期支援事業のための居実は開設準備経費は算定できない。	年間延べ日数 × 8,630円 年間延べ日数 × 4,720円 年間延べ日数 × 1,200円 事業 年間延べ日数 × 900円 年間延べ日数 × 900円 年間延べ日数 × 2,010円 箇所数 × 61,710円 4,000,000円	子期業に経事で、経費に経費を

乳庭訪業 (7)	乳庭訪業	1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村 (1)ケース対応会議の開催 (2)養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村 ・育児・家事援助 ・専門的相談支援 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円 2 1以外の市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円	乳児 全 業 に 経費
養育支 援訪問 事業 (別派 8)	養育支援訪問 事業	1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円 2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円 3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円 4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費 1 市町村当たり 564,000円	養育訪問 支援 実施 と 要 な経 費
子を地ッ一能事(9)ど守域トク強 別)	子を地ッ一能事業ど守域トク強	1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組 (1)児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 受講人数 × 80,000円 (2)更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円 2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 1市町村当たり 3,000,000円 3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1市町村当たり 660,000円	子守ネー強の必費を地り能業に経

	ı		,
		4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組の みを実施している場合	
		1 市町村当たり 720,000円	
		(2)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の 取組を実施している場合	
		1 市町村当たり 2,520,000円	
		5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 640,000円	
地域子	地域子	1 運営費 (1か所当たり年額)	地域子育
	_ /, ,	(1)一般型	て支援拠
援拠点	援拠点	アー基本分	点事業の
事 業	事業	(ア) 3~4日型	実施に必
(別添		 ・常勤職員又は非常勤職員を合計3名以上配置する場合	要な経費
10)		5, 114, 000円	
		・常勤職員又は非常勤職員を合計2名配置する場合	
		3, 785, 000円	
		(4) 5日型	
		・常勤職員を配置する場合 7,842,000円	
		・非常勤職員のみを配置する場合 4,640,000円	
		(ウ) 6~7日型	
		・常勤職員を配置する場合 8,364,000円	
		・非常勤職員のみを配置する場合 5,493,000円	
		※ (イ) 及び(ウ) について、「平成24年度子育て支援交付金の交付	
		対象事業について」1 (5) ③センター型(経過措置(小規模型指	
		定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を	
		維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を	
		適用することができるものとする。	

		イが算分			
		(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組			
			3~4日型	1, 379, 000円	
			5日型	3, 253, 000円	
			6~7日型	2,920,000円	
		(イ) 地域支援		1,385,000円	
		(2)出張ひろば		1,414,000円	
		(3) 小規模型指定施設			
		アー基本分		2,740,000円	
		イー加算分		1,370,000円	
		(4) >++ L++ T(!			
		(4)連携型	9 - 4日刊	1 700 000 III	
		アー基本分	3~4日型 5~7日型	1, 799, 000円 2, 793, 000円	
			507日至	2, 193, 000 □	
		イの加算分		460,000円	
		2 開設準備経費(1か月	所当たり年額)		
		(1) 改修費等	1か所当たり	4,000,000円	
		(2) 礼金及び賃借料(閉	開設前月分)1か所当たり	600,000円	
		※ (1)(2)とも平成29年	F度に支払われたものに限る	0	
一時預	一時預	1 運営費			一時預か
	かり事	(1) 一般型			り事業の
* *	* / * *			実施に必	
(別添		14,000,000,000,000,000,000,000,000,000,0		要な費用	
11)		① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童			
		数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的			
		保育者と同等の研	肝修を終了した者の場合。		
		年間延べ利用児童	五数 基準額		
		300 人未満	1,507,000円		
		300 人以上 900 人未満	1,650,000円		

900 人以上 1,500 人未満	2,970,000円
1,500 人以上 2,100 人未満	4, 290, 000 円
2,100 人以上 2,700 人未満	5,610,000円
2,700 人以上 3,300 人未満	6,930,000 円
3,300 人以上 3,900 人未満	8, 250, 000 円
3,900 人以上	9,570,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300 人未満	1,345,000円
300 人以上 900 人未満	1,580,000円
900 人以上 1,500 人未満	2,840,000 円
1,500 人以上 2,100 人未満	4, 100, 000 円
2,100人以上2,700人未満	5, 360, 000 円
2,700 人以上 3,300 人未満	6,620,000 円
3,300 人以上3,900 人未満	7,880,000 円
3,900 人以上	9, 140, 000 円

※特別利用保育等対象児童を除く

(4) 基幹型施設加算 1,020,000円

イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額)

(子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。)

(7) 平日分 400円

(4) 長期休業日(8時間未満) 400円

(ウ) 長期休業日(8時間以上) 800円

(エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円

(オ) 長時間加算

((ア)(イ)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用)

・超えた利用時間が2時間未満

100円

・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円
・超えた利用時間が3時間以上	300円
ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額)	4,300円
(2) 幼稚園型(児童1人当たり日額)	
アー在籍園児分	
(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)	
I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設	
① 平日	400円
② 長期休業日(8時間未満)	400円
③ 長期休業日(8時間以上)	800円
Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設	
① 平日 (1,600,000円÷年間延べ利用児童数)	- 400円
(10円未満切り	捨て)
② 長期休業日(8時間未満)	400円
③ 長期休業日(8時間以上)	800円
(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)	800円
(ウ) 長時間加算	
((ア) Ⅰ①②及び(ア)Ⅱ①②については4時間 (又は	教育時間と
の合計が8時間)、(ア) I③、(ア)Ⅲ③及び(イ)につい	ては8時間
を超えた利用)	
・超えた利用時間が2時間未満	100円
・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円
・超えた利用時間が3時間以上	300円
イ 在籍園児以外の児童分	
(ア) 基本分	800円
(イ) 長時間加算(8時間を超えた利用)	
・超えた利用時間が2時間未満	100円
・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円
・超えた利用時間が3時間以上	300円

	 ※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、9,570,000円を上限額とする(なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)I ③、ア(ア)II③、ア(ウ)及びイ(イ)に係る基準額)を適用したことにより9,570,000円を超えた場合は、この限りでない)。 (3)余裕活用型(児童1人当たり日額) 2,200円 (4)居宅訪問型(児童1人当たり日額) アイの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上 8,600円 	
	利用時間 4 時間未満 4,300円 イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間 4 時間以上 11,000円 利用時間 4 時間未満 5,500円	
	2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1)改修費等 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円 ※ (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。 ※ (2)は一般型に限る。	
病児保 育事業 (別添 (特定 12) 分・事 業費)	1 病児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 2,423,000円 (2)加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算 年間延べ利用児童数 基準額 (1か所当たり年額) 10人以上50人未満 505,000円 50人以上200人未満 2,525,000円 200人以上400人未満 4,291,000円 400人以上600人未満 6,310,000円	病用事のになる。

600 人以上 800 人未満	7,824,000円
800 人以上 1,000 人未満	9,844,000円
1,000 人以上 1,200 人未満	11,863,000円
1,200 人以上 1,400 人未満	13, 882, 000 円
1,400 人以上 1,600 人未満	15, 901, 000 円
1,600 人以上 1,800 人未満	17, 920, 000 円
1,800 人以上 2,000 人未満	19,940,000 円
2,000 人以上	21, 959, 000 円

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円

エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費 (開設準備経費)

ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料 (開設前月分) 1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成29年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 2,012,000円

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額
	(1か所当たり年額)
10 人以上 50 人未満	402,000 円
50 人以上 200 人未満	2, 214, 000 円
200 人以上 400 人未満	3, 118, 000 円
400 人以上 600 人未満	5,030,000円
600 人以上 800 人未満	6,840,000 円
800 人以上 1,000 人未満	8, 752, 000 円
1,000 人以上 1,200 人未満	10,664,000 円
1,200 人以上 1,400 人未満	12, 576, 000 円

1,400 人以上 1,600 人未満	14, 486, 000 円
1,600 人以上 1,800 人未満	16, 398, 000 円
1,800 人以上 2,000 人未満	18, 310, 000 円
2,000 人以上	20, 220, 000 円

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額

5,400,000円

ウ 送迎経費

1か所当たり年額

3,600,000円

エ 研修参加費用 職員1人当たり年額

10,000円

(3) 普及定着促進費 (開設準備経費)

アー改修費等

1か所当たり

4,000,000円

イ 礼金及び賃借料(開設前月分)1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成29年度に支払われたものに限る。

3 体調不良児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 4,323,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、

2,161,000円)

※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開 設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合

(2) 加算分

ア 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

イ 送迎経費 1か所当たり年額

3,600,000円

ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額

10,000円

4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額)

6,909,000円

(ただし、実施期間が6か月未満の施設にあっては、

3,454,000円)

1 低所得者減免分加算(病児対応型) 病児保 病児保 育 (特 (1) 生活保護法による被保護者世帯 育事業 定分・ 5,000円 × 年間延利用人員 の実施 低所得 に必要 (2) 市区町村民税非課税世帯 者減免 な経費 2,500円 × 年間延利用人員 分加 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年法律第144 算) 号) に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町 村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と 同額とすること。 2 低所得者減免分加算 (病後児対応型) (1) 生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員 (2) 市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員 ※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の 属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に 係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。 病児保 1 病児対応型 改善分(1か所当たり年額) 病児保 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回 育事業 育事業 (一般 支援等を実施した場合に次の額を加算 2,423,000円 の実施 に必要 分) な経費 2 病後児対応型 改善分(1か所当たり年額) 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回 支援等を実施した場合に次の額を加算 2,012,000円 3 体調不良児対応型(1か所当たり年額) 4,323,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,161,000円) ※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設 の場合

援助活 動支援 動支援 事 業 事 業 (ファ (ファ ミリ ミリ ー・サー・サ ポーポー ト・セト・セ ンター ンター 事業) 事業) (別添

13)

子育で | 子育で | 1 運営費 (1市町村当たり年額)

援助活 (1)基本事業

ア基本分

基準額
1,800,000円
2,000,000 円
2,800,000 円
4,000,000 円
8, 100, 000 円
12, 100, 000 円
16, 200, 000 円
20, 200, 000 円

子助援(リポセ事実要なて動事ア・トタ)に経済支業ミサ・ーの必費

イ 加算分

- (ア) 支部の設置か所数に応じた加算(政令指定都市に限る)
- ・10か所以上

10, 100, 000円

・10か所未満

支部数 × 1,000,000円

(イ) 24時間以上の講習 (ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする) の実施による加算

360,000円

(ウ) 土日実施加算

1,800,000円

- ※土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて 年間30回以上実施する場合に適用。
 - ①会員登録を行うための事業説明会
 - ②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員 との事前顔合わせ
- (2) 病児・緊急対応強化事業

ア基本分

預かり等の利用件数	基準額
~59 件	1,800,000円
60 件~119 件	2,400,000 円

120 件~199 件	3,800,000円
200 件~299 件	5,700,000 円
300 件~399 件	7,700,000 円
400 件~599 件	10,500,000 円
600 件以上	14, 500, 000 円

イ 加算分

(ア) 近隣市町村会員受入

1,000,000円

(イ) 初年度体制整備(事業開始年度に限る)

4,000,000円

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の 利用支援を実施する場合の加算 400,000円

- 2 開設準備経費(1市町村当たり年額)
- (1) 改修費等

4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料(開設前月分)

600,000円

※ (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。